

The historical research on the outline of "The law for pushing a head with measures for Ainu people", and the issues of the process of the enactment of This law

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-01-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 榎森, 進 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24129

「アイヌ施策推進法」の概要と同法の制定過程に内在する諸問題

榎 森 進

はじめに

二〇一九年四月二六日、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(略称「アイヌ施策推進法」)が公布され、同年五月二四日施行された。同法の施行により同法附則第二条の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第五十二号)は、廃止する⁽¹⁾」との規定によって、従来のアイヌ民族に関する唯一の法律である「アイヌ文化振興法」は廃止された。したがって、現存するアイヌ民族に関する法律は、この「アイヌ施策推進法」のみとなる。それだけに、同法の内容及び同法の制定過程に内在する諸問題は、現在の世界の中の日本、とりわけ二〇〇七年九月一日、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples。以下史料引用以外は「先住民族の権利宣言」と略記)を大きな契機として世界各地の先住民族の「先住権」が世界的規模

で保証される動向が顕著になった時代における日本の「北海道島」を中心とする北方地域の「先住民族」であるアイヌ民族に対する日本政府による国家的位置づけのあり方を如実に示すものとなっている。本稿で当該問題に分析を加えるのも、こうした世界的規模で各国の政府が当該国の先住民族の基本的な権利である「先住権」を認知する動向にあつて、日本という国家がどのような位置にあるのかを解明することが我々歴史学研究者に課せられた大きな課題と考えるからである。

一、「アイヌ施策推進法」

(一)、「アイヌ施策推進法」の仕組み

先ず「アイヌ施策推進法」の仕組みについて概観しておく、同法は、全八章四五条(附則全九条)で構成されているが、その内容構成を章毎に示すと次の通りである。

第一章、総則(第一条―第六条)。

第二章、基本方針等(第七条・第八条)。

第三章、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置（第九条）。
第四章、アイヌ施策推進地域計画の認定等（第一〇条―第一四条）。
第五章、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置（第十五条―第十九条）。

第六章、指定法人（第二〇条―第三一条）。

第七章、アイヌ政策推進本部（第三二条―第四一条）。

第八章、雑則（第四二条―第四五条）。

附則（第一条―第九条）。

この内本法の基本的内容を示しているのが第一章の「総則」の第一条―第六条なので、次に第一条―第六条の内容を示すと次の通りである。

第一章、総則

（目的）

第一条、この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区（東京都23区〔榎森〕を含む。以下同じ））によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ施策推

進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条、この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において、「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和二十三年法律七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であつて、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

（基本理念）

第三条、アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイ

ヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立つて行われなければならない。

第四条、何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条、国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成に ついて適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推

進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条、国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができる、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする(傍線引用者)。

以上の各条文の内容を注意深く読むと、本法の基本的性格をよく知ることが出来る。

すなわち、先ず第一に、各条文の文言のみを見ると、響きの良い「言葉」が並べたてられているので、本法の本質を理解するには、修飾文を取り除いて主語と述語の関係を正確に理解する必要がある。その代表が第一条と第四条の文言である。すなわち、第一条で、アイヌ民族を「北海道」の「先住民族」と謳い、かつ、「先住民族の権利宣言」を意識して「近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み」と記すものの、その後のどの条文にも「先住民族の権利宣言」で謳う「先住権」については何一つ記していないのである。

同「宣言」では、「先住民族」の権利、「先住権」について、次のように謳っている。

先ず前文で、「先住民族が特に植民地化並びにその土地、領域及び資源の奪取の結果として歴史的に不正に扱われてきたこと、それによって特に自己のニーズ及び利益に合致する発展の権利を行使することを妨げられていることを懸念し、(中略)先住民族が、政治的、経済的及び社会的構造並びに先住民族の文化、精神的伝統、歴史及

び哲学から生ずる先住民族の固有の権利（特に、土地、領域及び資源についての権利）を尊重し、及び促進することが緊急に必要であることを認識し」と謳い、第三条で謳う「先住民族は、自決の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、その政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」という自決権はいうまでもなく、先住民族の「先住権」の重要な部分を構成している土地等の資源との精神的つながりの権利を謳った第二五条、土地、領域及び資源に対する権利を謳った第二六条、土地・領域及び資源に関する権利の確認手続きを謳った第二七条、土地・領域・資源の回復を求める権利を謳った第二八条、環境に対する権利を謳った第二九条、先住民族の土地における軍事活動の禁止を謳った第三〇条から第四六条に至る各条で謳う各分野毎の諸権利については、全く記していないのである。したがって、アイヌ民族を法律で「北海道」の「先住民族」と謳ったのは、本法が最初であるが、「先住民族」が有する「先住権」については、一切記していないのであるから、本法は「名ばかりの先住民族」規定と言わなければならない。

したがって第二に、第一条で「アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化」と記しているが、「先住民族の権利宣言」採択後、右に見た「先住民族」の「先住権」を認める国が次第に多くなっている今日、「先住権」を認められない「アイヌの人々」が、その誇りの源泉を「アイヌの伝統及びアイヌ文化」にのみ求めることは不可能であり、現実離れした認識と言わなければならない。

しかも第三に、このように、アイヌ民族を「先住民族」と謳いながらも、「先住民族の権利宣言」で謳う先住民族の具体的権利については何一つ触れることなく、「アイヌ施策の推進」策の目的を国による「民族共生象徴空間構成施設」の管理と「市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定」とした上で、「認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置」を規定した条文中の第一五条に「国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る）『この内容は、イ、アイヌ文化の保存又は継承に資する事業。ロ、アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業。ハ、観光の振興その他の産業の振興に資する事業。ニ、地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業。ホ、その他内閣府令で定める事業。以上の五種の事業のこと。榎森』の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することが出来る」とあるように、アイヌ施策の実施主体の一部を市町村に委ね、当該市町村にその施策を実施するための経費を「交付金」として交付するというものである。したがって、同法の目的である「アイヌ施策」の内容とその主体は、結局のところ、アイヌ民族ではなく、国及び市町村という地方公共団体にあることである。

また第四に、「アイヌ差別」の禁止を謳った第四条の文言は、響きは良いが、日本国の最高法規である「日本国憲法」で国民の「基本的人権」を謳った第一一条の規定及び第一四条①項で「すべての

国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において差別されない⁽³⁾と謳っているにも拘わらず、「日本国憲法」制定後も根強い「アイヌ差別」が存在し続け、かつアイヌに関するヘイト本（的場光昭『改訂増補版・アイヌ先住民族、その不都合な真実20』展転社、二〇一四年。他）まで出版されている今日の現実を踏まえるならば、「アイヌ差別」を規定している日本の政治的・経済的・社会的構造のあり方の変革、とりわけ、市川守弘氏が指摘するように、「北海道」の「先住民族」としての「アイヌ民族」の「先住権」を認めることによって、アイヌと和人の「法的地位」が異なることを明確にしない限り、単に「アイヌ差別の禁止」を謳う法律の制定のみでは、「アイヌ差別」は無くならないものと思う。したがって、第四条の条文も、事実上言葉だけの条文と言わなければならぬ。

では、何が本法の基本的性格なのか。次ぎにこの点について整理しておきたい。

(二)、本法の基本的性格

本法の各条文の「修飾的」文言を削除していくことによって、本法の基本的性格を次のように整理することが可能である。

アイヌの人々の経済的基盤の強化策については、何一つ謳うこと無く、単にアイヌ文化を中心にしたアイヌ民族政策に過ぎず、その中心政策が、①国による「民族共生象徴空間構成施設」の設置。

②地方公共団によるアイヌ施策の作成及びそれに対する国の「交付

金」の交付。③アイヌ民族の伝統的「儀礼」の実施を目的とするものに限り、「国有林」の伐採、「内水面」（河川のこと）でのサケ採捕の許可。その場合、関係省庁・都道府県知事の許可が必要。以上の諸点がそれである。

なお『広辞苑』には、「施策」（せさく↓しさく）は、「ほどこすべき対策」（傍点引用者）とあるので、本法で言う「アイヌ施策」とは、政府の「国会対策・野党対策・労働運動対策」等と同様、政府の「アイヌ対策」という意味でもある点に留意しておく必要がある。では同法で謳う国の目玉政策としての「民族共生象徴空間」とは如何なるものなのか。二〇一九年四月、参議院国土交通委員会主催の同法に関する国土交通委員会の参議院議員と参考人との意見交換の場で配布された資料⁽⁵⁾によれば、「象徴空間の位置・構成」について「○象徴空間は、北海道白老町、特に同町ポロト湖畔を中心とする地域に整備、○ポロト湖畔を中心とする『中核区域』、周辺の『関連区域』で構成する」とあり、「象徴空間の機能」については、「○アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンター」と位置づけている。また、その詳細については、同「空間」は、「国立アイヌ民族博物館」・「国立民族共生公園」及びアイヌの遺骨を収納・慰霊するための「慰霊施設」の三施設で構成する旨記している。そこで、同資料に記された内容を踏まえながら、「民族共生象徴空間構成施設」の問題点について記しておきたい。

①「国立アイヌ民族博物館」

「国立アイヌ民族博物館」という施設は、日本で初めて建設され

るものであるから、「博物館」それ自体の新設は、喜ばしいことなのであるが、「アイヌ施策推進法」なる新たなアイヌ民族政策の核心的政策としての「民族共生象徴空間構成施設」なるものの重要な要素として位置づけられているだけに、手放しでは喜べないどころか、むしろ問題が極めて多い施設と言わなければならない。前記の資料は、この「国立アイヌ民族博物館」の「展示の基本的な考え方」について次のように記している。「国内外の多様な人々に、アイヌ民族の歴史や文化を正しく学び、正しく理解する機会を提供するために、アイヌの歴史・文化等を総合的・一体的に展示する」と。また、「展示の対象とする地域・時代」については、「●アイヌ民族が居住してきた北海道・サハリン（樺太）・千島・本州東北地方を中心に、周辺諸地域との関わりの中で醸成されてきたことに留意した展示を行う。●旧石器時代から現代までを対象とし、周辺の人々との交流を含めた広がりの中で多面的に取り上げる」とし、「展示の形態」では、「(1)総合展示、①基本展示室（1,250㎡）●アイヌ文化等の基本的な事象を伝え、「私たちの」という切り口の6テーマと導入展示及び子供向け展示で構成。②テーマ展示（0～600㎡）●多様な切り口やテーマを一定期間紹介する展示。●可動壁により3～4室に分割できるようにし、特別展示との一体的な利用も可能とする。③シアター（150㎡）●映像や音声でアイヌ文化等の概要を紹介。●アイヌ文化を多様なテーマから取り上げ、映像や音声でわかりやすく紹介する。(2)特別展示室（400～1,000㎡）●特別のテーマや事象について最近の調査・研究の成果等を紹

介。●テーマ展示室との間仕切を移動可能とし、柔軟な展示空間を構成。」と記している。

また「基本展示室のゾーニング」では、「●基本展示室の冒頭に「導入展示」を配置し、アイヌ文化に対するイメージや親しみを喚起する。●代表的な資料を通してアイヌ文化を一望できる「プラザ」を配置する。●アイヌの人々の視点で語る「6つのテーマ」に沿って、過去から現代までを一体的に紹介する」とし、各テーマ毎の展示内容については、「私たちの言葉」ゾーンでは、「アイヌ語の基礎的な構造、地域差、地名、周辺諸言語との関係、言語復興の取組等を紹介する」。「私たちの交流」ゾーンでは、「生活の中の交易品等から周辺諸民族との交流の足跡をたどるとともに、近年の先住民族同士の交流を通して、日本における多文化共生の在り方等を伝える」。「私たちのしごと」ゾーンでは、「伝統的な生業活動や、近代化の中で多様化していくしごとを広く紹介し、伝統文化が変化しつつも現代まで継承されていること等を伝える」。「私たちの世界（信仰）」ゾーンでは、「アイヌの宗教（信仰）を理解するためにカムイ（神）の考え方や自然観、死生観等を中心に紹介する」。「私たちのくらし」ゾーンでは、「衣食住、人の一生、音楽や舞踊等について多面的に取り上げ、アイヌ文化の特色や地域差、伝承に携わる人々の取り組みを紹介する」。「私たちの歴史」ゾーンでは、「旧石器時代から現代までの時間軸、および周辺の人々との交流を含めた空間の広がり重視し、重要なトピックを取り上げながら歴史を紹介する」と記している。

右の展示内容の説明文によって、この空間で表現しようとしている展示内容の要点を理解することが出来る。以上の諸点を踏まえたうえで、再度、アイヌ民族の「歴史」の展示の在り方を検討すると、この「基本展示室」は、基本的に方形の四面で構成されており、入り口から向かって正面のコーナーの中央部が「私たちの歴史」ゾーンとして設定されており、その両サイドの向かって右側が「私たちのしごと」ゾーンの一部分、左側が「私たちのくらし」ゾーンの一部分である。したがって、「私たちの歴史」ゾーンの展示空間は、向かって正面空間のごく一部に過ぎないことになる。この限られた空間で、右に見た「旧石器時代から現代までの……歴史」を展示することになる。どのような展示内容になるのか不明であるが、筆者の僅かな経験（函館市にある「特別史跡五稜郭跡」の「保存整備委員会」の一委員として同史跡の「郭」内に幕末に建設された「箱館奉行所」（工事中の名称は、「亀田御役所」、竣工後の正式名称は、「箱館御役所」）の復元事業及び同奉行所内の展示等に関わったこと等）からしても、この限られた空間内で「旧石器時代から現代までの時間軸、および周辺の人々との交流を含めた空間の広がり」を重視し、重要なトピックを取り上げながら歴史を紹介する」という内容でさえ、良質な展示が出来るとは考えられない。ましてや、この狭い空間のみで、アイヌ民族の「苦難に満ちた歴史」を展示という形式で説明することは、技術的に不可能であろう。

② 「国立民族共生公園」

「国立民族共生公園」設置の「基本方針」は、「(1)自然と共生し

てきたアイヌ文化への理解を深める。(2)異なる民族が互いに尊重し共生する社会のシンボルとなる空間を形成する。(3)豊かな自然を活用した憩いの場を提供する」というもので、具体的な「施設配置計画」では、「伝統的なコタンや広場、ポロト周辺の豊かな自然環境等を活かしながら、舞踊、工芸等を始めとするアイヌ文化の多様な要素を一般の人々が体験・交流する体験型のフィールドミュージアムとして、また、多様な来園者が快適に過ごせる魅力ある空間を形成するために必要となる施設を、空間構成計画に基づいて配置」し、また「主な施設概要」として「伝統的コタン……チセ群等の再現によりアイヌの伝統的生活空間を体験できる施設。体験交流施設……概ね500〜600名程度収容できる体験交流ホール、アイヌ語、伝統的生業等を体験できる体験学習館。工房…来園者が工芸の製作を体験できる施設。芝生広場…美しい景観、豊かな自然を活用した憩いの場。エントランス…来園者を安全・円滑に誘導する象徴空間の入り口」としている。嘗てこの地にあった「ポロト・コタン」を見学したことのある人ならば、この内容は、基本的には、嘗ての「ポロト・コタン」の規模を大幅に拡大し、その内容をより豊かにしたものにして過ぎないことを理解することが出来るよう。

③ 「慰霊施設」

本稿が参考にした参議院国土交通委員会調査室編『アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案（閣法第24号）参考資料』中の関係部分の説明資料の内容は、前二者に比し極端に貧弱で、僅か二頁しかなく、「慰霊施設（墓所）

となる建物の整備について」では、「慰霊施設の整備方針（「墓所」となる建物関係）、（H 28・5・13、第8回アイヌ政策推進会議了承）、□構成・規模、●遺骨及び副葬品の保管室のほか、遺骨等の整理や返還作業に必要なスペース、遺骨等の一時保管室、その他付帯スペース（前室、機械室等）で構成する（最大800㎡程度）」とあり、「墓所」となる建物、概観イメージ」では「外観コンセプト。●正面は左右対称のつくりとし、整った形状とシンプルな壁面にアイヌの墓標を装飾し、尊厳ある慰霊の空間を表現する。●側面はシンプルな正面と対比させ、凹凸のある質感と木目を見せ、あたたかな印象とする。●塗装をほどこさず、外装の素材感を活かすことで、周辺景観に馴染むたすまいとする」とある。これらの説明だけでは、この「慰霊施設」の本質を理解することは出来ない。

この施設は、後述するように、現在、全国の一二の大学や博物館で保管しているアイヌの遺骨の内、その祭祀承継者や関係地域に返還出来なかつた遺骨を集約し、慰霊するための施設なのである。次ではなぜ、このような内容の法律が制定されるに至ったのか。次にこの問題について検討してみたい。この「アイヌ施策推進法」は、「アイヌ文化振興法」を廃止して、同法を吸収・合併する形で新たに制定された法律なので、先ず「アイヌ文化振興法」制定の大きな要因となった一九八〇年代以降のアイヌの人々を中心とした「アイヌ新法」制定運動とその大きな要因となった当時の「北海道ウタリ協会」が定例総会で決議した「アイヌ民族に関する法律（案）」を巡る問題から見ておきたい。

二、「アイヌ施策推進法」制定に至る過程における諸問題

(一)、「北海道ウタリ協会」、総会で「アイヌ民族に関する

法律（案）」を採択

一九八二年五月二七日、時の「北海道ウタリ協会」が札幌市で開催された定例総会において「アイヌ民族に関する法律（案）」を満場一致で採択した。ここに至る経緯や本「法律（案）」の内容については拙著『アイヌ民族の歴史』（草風館、二〇〇七年三月）で、その概要を記しているのが、本稿では、その要点のみを記すこととしたい。同「法律（案）」は、前文と制定理由及び基本的人権・参政権等全六章で構成されているが、先ず前文で「この法律は、日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重され、民族の権利が保障される」とを求めている。また制定理由では、「明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなく、アイヌモシリ全土を主なき土地として、一方的に領土に組み入れ・「アイヌ民族はまさに生存そのものを脅かされるにいたった」こと、また、「アイヌは、給与地にしばられて居住の自由、農業以外の職業を選択する自由をせばめられ、教育においては、民族固有の言語をうばわれ、差別と偏見を基調とした『同化』政策によって民族の尊厳をふみにじられた」こと等差別の実態を記したうえで、「アイヌの民族的権利の回復を前提にし

た人種差別の一掃、民族教育と文化の振興、経済自立対策など抜本的かつ総合的な制度を確立すること」が緊急の課題になっていることを指摘し、「屈辱的なアイヌ民族差別法である北海道旧土人保護法」を廃止し、新たにアイヌ民族に関する法律を制定する旨を記している。また、第一章の基本的人権では、アイヌ民族に対する差別の絶滅を謳い、第二章～第六章では、国会・地方議会におけるアイヌ民族の特別議席の確保(第二章)を初め、「教育・文化」(第三章)及び「農業・漁業・林業・商工業」(第四章)分野での具体的施策内容とアイヌ民族の自主的運営による「民族自立化基金」(第五章)及び国政及び地方行政にアイヌ民族政策を正當に反映させるため中央及び北海道における「アイヌ民族対策審議会(仮称)」の創設(第六章)などを記している。⁶⁾

「北海道ウタリ協会」が定例総会で、この「アイヌ民族に関する法律(案)」を採択したことは、次の点で歴史的に重要な意味を有していた。第一に、この「法律(案)」は、政府が作成したのではなく、アイヌの人々、とりわけ当時の「北海道ウタリ協会」が主体的に立案したものであり、したがって、その文章内容の主体は、本稿の分析対象である「アイヌ施策推進法」が政府や地方自治体が主体になっているのに対し、アイヌ民族が主体になっていることである。第二に、同「法律(案)」のタイトルが「アイヌ民族に関する法律(案)」(傍線引用者)であるように、一九八〇年一〇月、政府が「国際人権規約(3)、市民的及び政治的権利に関する国際規約」(「人権規約」)の内容、とりわけ、少数民族の保護を謳った第二七

条「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰し、かつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」という内容との関わりについて、締約国の報告義務を規定した第四〇条に基づき国連に報告したが、その内容は、「自己の文化を享有し、自己の宗教を實踐し又は自己の言語を使用する何人の権利もわが国法により保証されているが、本規約に規定する意味での少数民族は、わが国に存在しない」とするもので、北海道ウタリ協会が採択した右の「法律(案)」の内容は、この日本政府の見解に真つ向から対峙するものであったからである。

かくして同年七月、北海道ウタリ協会は、北海道知事・北海道議会議長に対し「アイヌ新法(仮称)」制定の実現について要請した。時の横路孝弘北海道知事は、これを受けて、知事の私的諮問機関として「ウタリ問題懇話会」(座長・森本正夫北海学園理事長、新法問題分科会長・中村陸男北海道大学法学部教授)を設置した。同「懇話会」は、研究者・各関係分野代表者・アイヌ民族代表者の計二〇名で構成され、内アイヌ民族の代表者は、野村義一(道ウタリ協会理事長)・貝沢正(同副理事長)・大野政義(同副理事長)・小川隆吉(同理事)・秋田春蔵(同理事)・向井政次郎(同理事)・川上実(旭川アイヌ協会会長)の計七名であった。同「懇話会」は、その後「北海道旧土人保護法」の実態と問題点、諸外国(アメリカ・オーストラリア・ニュージーランドの三国)の先住民族政策の実態を検討し(アメリカ担当・常本照樹北海道教育大学助教授、オーストラリア

及びニュージールランド担当・土橋信男北星学園大学文学部教授・熊本信男北海学園大学法学部教授)、一九八八年三月、「アイヌ民族に関する新法問題について」と題する報告書を横路孝弘北海道知事に提出した。この報告書の内容は、「北海道旧土人保護法」・「旭川市旧土人保護地処分法」の廃止と「北海道ウタリ協会」が決議した「アイヌ民族に関する法律(案)」の内容をほぼ踏襲したもので、「アイヌ新法(仮称)」を国が制定することを提言したもの(但し、国会・地方議会におけるアイヌ民族の特別議席の件は、日本国憲法に抵触する疑いが濃厚として「アイヌ新法(仮称)」に謳うことを避けた)であった。⁹⁾

この「ウタリ問題懇話会」の報告書の内容は、その後の「アイヌ新法(仮称)」の制定を求める運動に大きな力を与えた。すなわち同年八月、「北海道ウタリ協会」と北海道・北海道議会の三者が日本政府及び各政党に対して「アイヌ新法(仮称)」の制定について要請するに至ったのである。¹⁰⁾

道ウタリ協会は、こうした活動と並行して札幌市の大通り公園で全道の「アイヌ民族の新法制定促進総決起集会」を実施し、デモ行進を行うと共に、東京の全国社会福祉協議会ホールで「アイヌ民族の新法制定を考える集い」を開催する等「アイヌ新法」の制定に向けた運動を勢力的に展開していった。こうした運動を背景に、翌一九八九年一二月、政府は、一〇省庁からなる「アイヌ新法問題検討委員会」を設置するに至った。¹¹⁾ また、こうした動向を背景として、一九九〇年五月、歴史学研究会が総会で「『即位の礼』・大嘗祭の強行

策動に反対し、言論・学問・思想・良心の自由を守る声明」と共に「アイヌ新法制定運動を支持する声明」を採択した。¹²⁾ 筆者が知る限り、歴史学研究会がアイヌ民族問題に関する「声明」を採択する等アイヌ民族問題について研究会として積極的に発言したのは、これが最初であり、二〇一九年九月時点では、これが最後である。

翌一九九〇年、国連総会で一九九三年を「世界の先住民のための国際年」とすることを決議したことから窺えるように、この時期前後から国連を舞台に世界の「先住民族」の権利に対する関心が急速に高まってきた。こうした世界的規模での「先住民族」の権利に対する関心の高まりもあって、一九九一年一二月、日本政府は、「国際人権規約(3)『市民的及び政治的権利に関する国際規約』」第40条(締約国の報告義務)に基づく第三回報告書で、アイヌ民族を「これらの人々は、独自の宗教及び言語を有し、また文化の独自性を保持していること等から本条にいう少数民族であるとして差し支えない」として「少数民族」として初めて認めるに至った。¹³⁾ こうした動向の中で、一九九四年七月、北海道沙流郡平取町二風谷在住の萱野茂が日本社会党から参議院議員比例区の繰り上げ当選したことにより、日本の歴史上初めてアイヌ民族初の国会議員が誕生した。それだけに、この萱野参議院議員の誕生は、時の「アイヌ新法」制定運動に少なからざる影響を与えた。

かくして、翌一九九五年三月、時の村山富市連立内閣の五十嵐広三官房長官(日本社会党)の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」(座長・伊藤正巳東京大学教授、佐々

木高明国立民族学博物館長。司馬遼太郎〈翌年二月死去〉原ひろ子お茶の水女子大学女性文化研究センター教授、山内昌之東京大学教養学部教授、横道孝弘北海道知事（後堀辰也知事）、のち中村睦男北海道大学法学部教授が加わる）が設置され、翌一九九六年四月、同懇談会は、時の梶山静六官房長官に報告書を提出した。⁽¹⁴⁾ 同報告書の主な内容は次のようなものであった。すなわち、「北海道旧土人保護法」及び「旭川市旧土人保護地処分法」の廃止。また「アイヌの人々が北海道に先住していたことは否定できない（但し「先住民族」とは記していない）」とした上で、アイヌ文化の継承・発展策を講ずること。その場合、「ウタリ」という呼称を「アイヌ」と改め、アイヌに関する総合的研究の推進、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興、伝統的生活空間の再生、アイヌやアイヌ文化に対する理解の促進等を実現するための新たな立法措置を講ずること等を提言したものであった。この内、「伝統的生活空間の再生」という考え方は、後述の「民族共生の象徴となる空間構想」及び先の「アイヌ施策推進法」で謳う「民族共生象徴空間構成施設」へと継承されていくことになる。

(二)「二風谷ダム」訴訟判決

ところで、翌一九九七年三月二十七日、札幌地方裁判所がかの有名な北海道沙流郡平取町二風谷に所在する「二風谷ダム訴訟」（原告…北海道沙流郡平取町二風谷在住の萱野茂・貝沢正〈同氏死亡後は、御子息の貝沢耕一〈二名〉の判決を言い渡した。その内容は原告の

主張をほぼ全面的に認めたものであった。「判決理由の骨子」の一部を引用すると次の通りである。「2、国は、先住少数民族であるアイヌ民族独自の文化に最大限の配慮をしなければならないのに、二風谷ダム建設により得られる洪水調節等の公共の利益がこれによって失われるアイヌ民族の文化享有権などの価値に優越するかどうかを判断するために必要な調査等を怠り、本来最も重視すべき諸価値を不当に軽視ないし無視して、本件事業認定をなしたのであるから、右認定処分は違法であり、その違法性は本件取用判決に継承される。3、しかし、既に二風谷ダム本体が完成し湛水している現状においては、本件取用判決を取り消すことは公共の福祉に適合しないと認められるので、事情判決とすることとする」⁽¹⁵⁾（傍線引用者）とあり、また判決理由の要旨には、その法的根拠が詳細に記されているので、その内主要な部分を示すと次の通りである。

「本件において、事業計画が達成されることにより、洪水調節による沙流川流域住民の生命、身体及び財産の安全が確保されるとともに正常な流水の維持及びかんがい用水、水道用水、工業用水の配給並びに発電などが可能となるから、右事業計画達成による公共性は高い。

他方、本件事業計画の実施により失われる利益ないし価値は「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）二七条や憲法一三条によって保障されている少数民族であるアイヌ民族の文化享有権であり、その制限は必要最小限度においてのみ許される。また、B規約二七条にいう「少数民族」が先住民民族である場合には、単に「少

「数民族」に止まる場合と比較して、民族固有の文化享有権の保障についてはより一層の配慮が要求されると考えるところ、アイヌ民族は、我が国の統治が及ぶ前から主として北海道に居住し、独自の文化を形成しており、これが我が国の統治に取り込まれた後も、その多数構成員の採った政策等により、経済的、社会的に大きな打撃を受けつつも、なお民族としての独自性を保っているということができるから、先住民族に該当するといふべきである。

これらの観点に立って対立利害を比較検討するに、二風谷地域は先住少数民族であるアイヌ民族にとつていわば聖地といえる場所であり、住民のうち極めて多くの割合をアイヌ民族が占め、アイヌ文化がよく保存され、それを後世に伝える多くの伝承者が存在し、多くの国内外の研究者達がこの地を訪れ、アイヌ文化の研究の発祥地ともいわれているところであるうえ、二風谷地域で近年行われているチブサンケの行事は、和人とアイヌの人々の交流の場となつて、和人によるアイヌ文化への理解を助け、アイヌの人々自身の民族的帰属意識を再認識し得る意義を有しており、また、同地域に存在するユオイチャシ跡やポロモイチャシ跡はアイヌ民族の歴史を知る上で重要な遺跡であり、チノミシリは二風谷地域のアイヌの人々にとって神聖な地である。そのみならず、アイヌ文化は、自然と共生し、自然の恵みを神と崇める中から生まれたものであるから、当該地域のこれらアイヌ文化とそれを育む土地を含む自然と切っても切れない密接な関係にあるのである。しかしながら、本件事業計画が実施されると二風谷地域は広範囲にわたり水没し、右のようなア

イヌ民族の民族的・文化的・歴史的・宗教的諸価値を後世に残していくことが困難となる。

そこで、このように先住少数民族の文化享有権に多大な影響を及ぼす事業の遂行に当たり、起業者たる国としては、過去においてアイヌ民族独自の文化を衰退させてきた歴史的経緯に対する反省の意を込めて最大限に配慮をなさなければならぬところ、本件事業計画の達成により得られる利益がこれによつて失われる利益に優越するかどうかを判断するために必要な調査、研究等の手続きを怠り、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当に軽視ないし無視し、したがって、そのような判断ができないにもかかわらず、アイヌ文化に対する影響を可能な限り少なくする等の対策を講じないまま、安易に前者の利益が後者の利益に優越するものと判断し、結局本件事業認定をしたといわざるを得ず、土地収用法二〇条三号において認定庁に与えられた裁量権を逸脱した違法がある⁽¹⁶⁾（傍線引用者）。

以上から明かなように、二風谷ダム訴訟判決は、原告側の主張をほぼ全面的に認め、二風谷ダムの建設を不当とすると共に、アイヌ民族を北海道の「先住民族」として認め、アイヌ民族の「文化享有権」が憲法第一三条で保障されているという画期的な判決であった。憲法第一三条の条文は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」というものである。なお、右に判決文を長々と引用したのは、この判決内容が「二風谷ダム訴訟判決」として有名である

が、判決文の内容については疎い研究者、とりわけ日本近現代史研究者にこうした研究者が意外に多いように思われるからである。もし、こうした判断が射的を射ているとすれば、我々歴史研究者が何の為に歴史を研究するのかを、再度考えてみる必要があるだろう。歴史家は、単なる好事家ではないからだ。

(三)、「アイヌ文化振興法」とその問題点

ところで この「二風谷ダム訴訟判決」から僅か二ヶ月も経たない一九九七年五月八日、先の「ウタリ対策の在り方に関する有識者懇談会」の報告書を受け、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(略称「アイヌ文化振興法」)が衆議院で可決成立し、五月一日に公布、七月一日に施行した。同法の内容とその問題点については、嘗て拙著⁽¹⁷⁾でそれなりに触れているので、ここでは、その要点のみを記しておく。同法は、全一三ヶ条の本則と六ヶ条の付則で構成されているが、第一三ヶ条は、同法で謳う施策を実施するための受け皿団体となる「指定法人」と同法人に関する規定で、これにより同年六月、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」(略称「アイヌ文化振興財団」)が設立された。また、「付則」で「北海道旧土人保護法」と「旭川市旧土人保護地処分法」の廃止と、「北海道旧土人保護法」第一〇条で北海道庁長官(戦後は北海道知事)の管轄下にある「北海道旧土人共有財産」の共有者への返還に関する規定を記している。同法は、一九八四年五月、先に見た北海道ウタリ協会が総会で決

議した「アイヌ民族に関する法律(案)」を大きな契機にして、その後北海道知事の私的諮問機関「ウタリ問題懇談会」での審議と知事への報告、北海道知事の政府への働きかけとそれによる内閣官房長官の私的諮問機関「ウタリ対策のありかたに関する有識者懇談会」での審議と、同「懇談会」の報告書を土台として立案されたもので、北海道ウタリ協会の提案から実に一三年後に法制化されたものであるが、その内容は、この一三年間、アイヌの人々が求めてきた「アイヌ新法(仮称)」の内容より著しく後退したものであった。そのうちなによりも大きな問題は、先の「二風谷ダム訴訟判決」で、アイヌ民族を明確に北海道の「先住民民族」として認知しているにも拘わらず、この判決文を全く無視して、アイヌ民族を日本の少数民族としてのみ認めるだけでなく、アイヌの人々が強く要求してきた彼等の生業や経済的基盤を強化する政策については何一つ記さず、単にアイヌ民族の文化の振興策を記したものに過ぎなかった。このことは、同法の名称及び同法で謳う諸政策を実施するための受け皿団体である右の「指定法人」名に良く表現されている。

(四)、国連人種差別撤廃委員会の日本政府に対する勧告

それから四年後の二〇〇一年三月、国連の「人種差別の撤廃に関する委員会」が日本政府に対し「アイヌ文化振興法」の内容と日本が未だILO第169号条約を批准していないことについて、日本政府に対し最終勧告を提示した。勧告の内容は、「委員会は、締約国(日本)に対し先住民としてのアイヌの権利を更に促進するため

の措置を講ずることを勧告する。この点に関し、委員会は、特に土地に係わる権利の認知及び保護並びに土地の喪失に関する賠償及び補償を呼びかけている先住民の権利に関する一般的勧告23（第51会期）に締約国（日本）の注意を喚起する。また、締約国（日本）に対し、原住民及び種族民に関するILO第169号条約を批准すること及びこれを指針として使用することを慫慂する（括弧内の「日本」は引用者）というものであった。⁽¹⁸⁾

これに対して日本政府は、右の委員会に対し次の様な意見書を提出した。

「パラ17の『委員会は締約国に対し、先住民としてのアイヌの権利を更に促進するための措置を講ずることを勧告する』に関し、(1)アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する基本方針（平成9年9月18日総理府告示第25号）に盛り込んでおり、我が国としては、アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の『和人』との関係において北海道に先住していたと考えられており、独自の伝統を有し、日本語とは異なる言語系統のアイヌ語や独自の風俗習慣をはじめとする固有の文化を發展させてきた民族であると認識している。(2)しかしながら『先住民』という言葉の定義については、国際的な定義がなく、上で述べたような意味においてアイヌが『先住民』であるかどうかについては、国際的な議論との関係において慎重に検討する必要があるものと考えている。(3)いずれにせよ、政府としては、アイヌの人々の社

会的、経済的な地位の向上を図るため、北海道が実施しているウタリ福祉対策を円滑に推進するため、昭和49年5月に、北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議を設置し、関係行政機関相互間の連絡を図りつつ諸般の施策の充実に努めているところであり、また、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として制定された、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年5月14日法律第52号）に基づき、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進しているなど、アイヌの人々に関する様々な施策に取り組んでいるところである。15、パラ17の『原住民及び種族民に関するILO第169号条約を批准すること及び（又は）これを指針として使用することを慫慂する。』に関し、本条約については、ILOが本来取り上げるべき労働者保護以外の事項が多く含まれており、また我が国の法制度に整合しない規定が残されているという問題もあるため、ILO総会での採択のための票決において我が国政府は棄権したところであり、直ちに批准するには問題が多いと考えている⁽¹⁹⁾。（文中の傍線は引用者）。なお引用文中のILOは、言うまでもなく、International Labor Organization（国際労働機関）の略称である。

以上のように、国連の人種差別撤廃委員会は、日本政府が戦後初めて制定したアイヌ民族に関する法律である「アイヌ文化振興法」

に「先住民」であるアイヌ民族の「土地に係わる権利の認知及び保護並びに土地の喪失に関する賠償及び補償」に関する規定が無いことについて厳しく批判しただけでなく、日本政府に対して「原住民」（先住民）の諸権利特に「土地」に対する権利の補償を謳っているILO第169号条約の早期批准を勧告したのである。なお、ILO169号条約の正式名称は「独立国における原住民及び種族民に関する条約」で一九八九年六月二七日採択された条約である。²⁰

これに対して日本政府は、「アイヌの人々」が「中世末期以降」・「『和人』との関係において北海道に先住し」、かつ「独自の伝統を有し、日本語と異なる（中略）アイヌ語や独自の風俗習慣をはじめとする固有の文化を発展させてきた民族」としながらも、『先住民』という言葉の定義については、国際的な定義がなく、「アイヌが『先住民』であるかどうかについては、国際的な論議との関係において慎重に検討する必要があると考えている」として、アイヌを「先住民」と認知することを拒否しただけでなく、ILO第169号条約を「ILOが本来取り上げるべき労働者保護以外の事項が多く含まれている」との理由で、日本政府は、ILO総会で本条約の採択の際、「棄権した」ので、「直ちに批准するには問題が多い」と返答し、共に拒否したのである。これが、二〇一九年から一八年前の国際社会における日本政府の姿であった。それから六年後、日本を取り巻く国際的環境は大きな変化を遂げた。二〇〇七年九月一三日、国連総会で「先住民の権利に関する国際連合宣言」が圧倒的多数で採択されたのである。

(五) 「先住民の権利に関する国際連合宣言」

同宣言の英文表記は、「The United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples」である。「先住民」の表記がIndigenous PeoplesとPeopleが複数形であるところに注意しておく必要がある。また、以下前記と同様「先住民の権利宣言」と略記。同宣言の採択に賛成した国は日本を含む一四四カ国であるが、日本は次のような条件付で賛成した。

「我が国は、宣言にいう自決権については、宣言が明かにしているように、『先住民』に対して、居住している国から分離・独立する権利を付与するものではないこと、宣言にいう集団的権利については、宣言に記述された権利は個人が享有するものであり、各個人がその有する権利を同じ権利を持つ他の個人と共に行使することができるとの趣旨であると考えていること、宣言に記述された権利は、他者の権利を害するものであつてはならず、財産権については、各国の国内法制による合理的な制約が課せられるものであると考えていること等を説明した²¹。また反対は、アメリカ合衆国・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドの四カ国、棄権がアゼルバイジャン・バングラデシュ・ブータン・コロンビア・ジョージア・ケニヤ・ナイジェリア・ロシア連邦・ウクライナ・サモワ・ウルグジの一カ国だが、反対した四カ国はその後撤回した。

日本政府が「民族自決は、国家からの分離・独立を含まない」・「集団の権利は、一般にみとめられない」という趣旨の保留条件を付したのは、前者は、アイヌ民族や沖縄が日本国から分離・独立するこ

とを懸念していたからであろうか。また後者は、その論理からして日本国憲法の内容を一面的に理解していたことによるものと推察される。

ところで、右の「先住民族の権利宣言」が採択されるや、同宣言を受けた日本国内の反応は速かった。すなわち翌二〇〇八年六月六日、衆参両議院本会議において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」を全会一致で採択したのである。この国会決議の内容は、次のようなものであった。

「昨年九月、国連において『先住民族の権利に関する国際連合宣言』が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受けとめなければならぬ。すべての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が二十一世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。特に、本年七月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。政府は、これを機に次の施策を早急に講ずべきである。一、政府は、『先住民族の権利に関する国際連合宣言』を踏まえ、アイヌ

の人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。二、政府は、『先住民族の権利に関する国際連合宣言』が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聴きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。右決議する²²」。

この国会決議を受けて、同日中に、時の内閣官房長官が次の談話を発表した。

「1、本日、国会において『アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議』が全会一致で決定されました。2、アイヌの人々に関しては、これまでも平成8年の『ウタリ対策のありかたに関する有識者懇談会』報告書を踏まえ文化振興等に関する施策を推進してきたところですが、本日の国会決議でも述べられているように、我が国が近代化する過程において、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々が多数に上ったという歴史的事実について、政府として改めて、これを厳粛に受け止めたいと思います。3、また政府としても、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に、『先住民族の権利に関する国際連合宣言』における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む所存であります。4、このため、官邸に、有識者の意見を伺う『有識者懇談会』を設置することを検討した

します。その中で、アイヌの人々のお話を具体的に伺いつつ、我が国の実情を踏まえながら、検討を進めて参りたいと思います。

5、アイヌの人々が民族としての荣誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、多様な価値観が共生し、活力ある社会を形成する『共生社会』を実現することに資するとの確信のもと、これからもアイヌ政策の推進に取り組む所存であります⁽²³⁾。

(六)、「アイヌ政策のありかたに関する有識者懇談会」の設置と

同「有識者懇談会」の「報告書」の問題点

右の内閣官房長官の談話を受けて、同年七月一日、政府は、官邸内に「アイヌ政策のありかたに関する有識者懇談会」を設置した。

同「懇談会」の委員は、座長佐藤幸治京都大学名誉教授（憲法学）、安藤仁介世界人権問題研究センター所長（国際法学）、佐々木利和国立民族学博物館教授（歴史学・アイヌ文化史）、常本照樹北海道大学法学部長兼同大学アイヌ先住民研究センター長（憲法学）、山内昌之東京大学教授（歴史学）、遠山敦子（新国立劇場運営財団理事長・元文部科学大臣）、高橋はるみ北海道知事、加藤忠北海道ウタリ協会理事長（〇九年四月一日、北海道アイヌ協会に改称に付、同日以降は北海道アイヌ協会理事長）の八名であった。その後、翌二〇〇九年七月、右「有識者懇談会」が内閣官房長官に「報告書」を提出したが、その内容は多くの問題点を含むものであった。先ずその内容構成を大きな柱毎に見ると、「1、今に至る歴史的経緯。2、アイヌの人々の現状とアイヌの人々をめぐる最近の動き。3、今

後のアイヌ政策のありかた。」の三つの柱で構成されているが、「有識者懇談会」の各委員のアイヌ史に関する歴史認識のあり方を示しているのが「1、今に至る歴史的経緯」なので、その細部の構成を見ると、「(1)アイヌの人々につながる歴史や文化（旧石器・中世）、(2)『異文化びと』と『和人』の接触・交易（中世）、①コシヤマインの戦い、②抗争の終結、(3)、過酷な労働生産の場（近世）、①商場知行制、②シャクシャインの戦い、③場所請負制、④クナシリ・メナシの戦い、⑤ロシアの南下政策と国境画定、(4)アイヌ文化への深刻な打撃、①場所請負制廃止と自由競争、②文明開化とアイヌ文化への打撃、③近代的土地所有制度の導入とアイヌの人々（地所規則・北海道土地売貸規則）（北海道地券発行条例）（北海道国有未開地処分法）、④伝統的生産（狩猟・漁撈）の制限、⑤国境の変更による移住、⑥勸農政策、⑦北海道旧土人保護法の施行、⑧研究におけるアイヌの人骨の取り扱い、⑨民族意識の高揚、(5)まとめ（国による政策とその影響）」となっている⁽²⁴⁾。

これを見ると、各時代毎の重要な歴史事象とアイヌの人々の関係については、それなりに押さえているようであるが、全体として、中世・近世・近代における国家とアイヌ民族の政治的関係のあり方の性格の特徴に関する記述が弱いところに大きな特徴がある。例えば、現北海道を含む北日本の中世史に関する研究が、当該地域における遺跡発掘による新たな考古学的知見を初め、文献史学による詳細な分析によって、新たな歴史像が描かれるようになってきているにも拘わらず、こうした新たな研究成果に目を向けることなく、「室町

時代に入ると、『諏訪大明神絵詞』という書物の中に、蝦夷カ千島の住人の中には何度通訳を重ねても言葉の通じない人々がいると記述されているが、この言葉の通じない『異文化びと』と見られていたのが、後に『蝦夷』（えぞ）と呼ばれたアイヌの人々である」と記した上で、中世の表題を「『異文化びと』と『和人』の接触（交易）」としていることは、その代表的なものである。なお、右の文では、『諏訪大明神絵詞』なる史料名を挙げて『異文化びと』云々と記しているが、この文脈だけでは歴史的事実関係をよく理解できないので、若干説明すると、『諏訪大明神絵詞』は、『諏訪大進房眼和尚円忠』が延文元年（一三五六）に完成したもので、関係部分の詞書を引用すると次のような内容である。「当社の威神力は、末代なりといへども掲焉なる事多。中に元亨・正中の頃より、嘉暦年中にいたるまで、東夷蜂起して奥州騒乱する叟ありき。蝦夷が千島といへるは、我國の東北に当て大海の中央にあり。日の本・唐子・渡党此三種各三百三十三島に群居せり。今二島は渡党に混す。其内に宇曾利鶴子洲と万当宇萬伊丈と云小島どもあり。此種類は多津軽外の浜に往来交易す。夷一把と云は六千人也。相聚る時は百千把に及べり。日の本・唐子の二種は、其地外国に連て、形体夜刃のこくとく変化無窮なり。人倫禽獸魚肉等を食として、五穀の農料（農耕力）を^{（難し、脱）}知ず。九訳を重ぬとも語話を通じ。渡党和国の人に相類せり。但髭多くして遍身に毛生せり。言葉俚野なりと云ども大半は相通ず。」（『続群書類従』引用文中の「五穀の農耕を知らず」や「九訳を重ぬとも語話（言葉）を通じ難し」という表現は、中国・日本両国の権力側が「辺境」に

居住する異民族を表す場合の常套語で、華夷思想を基にした表現であることを付記しておきたい。ともあれ、筆者が北方史に関する研究論文・研究書を読んだ限り、中世のアイヌの人々を「異文化びと」と記しているのは、この報告書のみである。

また、近代における「北海道旧土人保護法」についても小川正人著『近代アイヌ教育制度史研究』（北海道大学図書刊行会、一九九七年五月）、永井秀夫編著『近代日本と北海道——「開拓」をめぐる虚像と実像——』（河出書房新社、一九九八年四月）、拙著⁽²⁵⁾他の研究書で批判的検討が行われているにも拘わらず、それらの研究成果を全く無視するだけでなく、同法第一条の「北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セント欲スル者ニハ一戸ニ付土地一万五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得」（傍線引用者）なる文言の内、傍線部分の前提条件に目を向けることなく、「主な内容は、土地（農地）の無償下付（第一条）」、「土地については、当時の農家の一戸当たりの標準経営面積と考えられた1万5千坪を基準としたものであった」と記し、同法そのものがアイヌ差別の大きな契機になったという事実に触れることなく、「(5)まとめ（国による政策とその影響）」で「明治32（一八九九）年には北海道旧土人保護法が施行されたが、アイヌの人々の窮状を十分改善するには至らなかった」と一面的な評価をしているだけでなく、「旭川市旧土人保護地処分法」には全く触れていないのである。それだけでは無い。本報告書の内容中、アイヌの人々の歴史叙述における最大の欠陥は、近代においてアイヌの人々が遭遇した想像に絶する「苦難の歴史」

に関する叙述が極めて不十分であることだ。

また「3、今後のアイヌ施策のあり方」では、当「有識者懇談会」が設置された歴史的経緯を踏まえると、当然のことながら、現「北海道」を中心とする日本列島の北部周辺の「先住民族」としての「アイヌ民族」の諸権利について「先住民族の権利宣言」で謳っている「先住民族」の「先住権」の内容をアイヌ民族に適用することを提示しなければならぬのに、僅かに「アイヌ文化」の伝承活動との関わりのみで触れているに過ぎず、「先住民族の権利宣言」の重要な部分を構成している「先住民族が伝統的に利用してきた土地等の資源との精神的つながりを維持する権利」を謳った第二五条、「先住民族が伝統的に所有または使用してきた土地、領域および資源に対する権利」を謳った第二六条、「先住民族が伝統的に所有または使用してきた土地・領域および資源に対する権利の確認手続き」を謳った第二七条、「先住民族が伝統的に所有または占有・利用してきた土地、領域、資源の回復を求める権利」を謳った第二八条、「先住民族の環境に対する権利」を謳った第二九条、「先住民族の土地または領域における軍事活動の禁止」を謳った第三〇条、「先住民族の文化遺産に対する権利」を謳った第三一条、「先住民族の土地や資源の開発決定へ関与する権利」を謳った第三二条等の内容をアイヌ民族に適用することを意識的に避けた内容になっていることである。そして、「3-1(2)具体的政策」では、アイヌ民族に関する内容ではなく、真っ先に「①国民の理解の促進」を挙げ、次いで「②広義の文化に係る政策」の第一番目に「ア、民族共生の象徴となる

空間の整備」を挙げた上で、「アイヌという民族に関する歴史的背景、自然と共生してきた文化の重要性、国民の理解の促進の必要性等にかんがみれば、アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設を整備することや伝統的工芸技術等の担い手の教育等を行う場を確保するとともに、併せて、アイヌの精神文化の尊重という観点から、過去に発掘・収集された現在大学等で保管されているアイヌの人骨等について、尊厳ある慰霊が可能となるような慰霊施設の設置等の配慮が求められる。これらの施設を山、海、川など一体となった豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する民族共生の象徴となるような空間を公園等として整備することが望まれる。これらの施設及び空間は、本報告のコンセプト全体を体現する扇の要となるものであり、我が国が、将来に向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴としての意味を持つものである」と記している（傍線は引用者）⁽²⁶⁾。

以上から「有識者懇談会」の報告書における新たな「アイヌ政策」の中心的政策は、「先住民族の権利宣言」の国内適用に向けた対応策を講じて「先住民族」としての「アイヌ民族」に「先住権」を認めたり、またはアイヌの人々の生活基盤の強化策を講ずることではなく、アイヌ文化の紹介を中心にした「民族共生の象徴となる空間の整備」に重点を置いたものであり、また、アイヌの人権保証と研究倫理の確立という観点からでは無く、「アイヌの精神文化の尊重」という観点から、全国の大学等で保管しているアイヌの人骨を集約

した「慰霊施設」の設置にあったことが分かる。したがって、その後の政府の対応は、こうした問題に焦点を当てたものとして進んでいくことになったのである。

(七)、「アイヌ政策推進会議」の設置と同会議での論議の動向

かくして政府は、二〇〇九年八月二二日、内閣官房に「アイヌ総合政策室」を設置した上で、同年十二月二五日、「アイヌ政策推進会議」の開催を決定し、翌二〇一〇年一月、総理大臣官邸内で第一回の会議を開催した。同会議の構成員は、座長・平野博文内閣官房長官、座長代理・小川勝也内閣総理大臣補佐官、安藤仁介京都大学名誉教授兼世界人権問題研究センター所長、佐々木利和国立民族学博物館教授、常本照樹北海道大学法学部長兼北海道大学アイヌ先住民研究センター長、横田洋三中央大学法科大学院教授兼人権教育啓発推進センター理事長、上田文男札幌市長、高橋はるみ北海道知事、大西雅之鶴雅グループ代表、加藤忠北海道アイヌ協会理事長、阿部一司北海道アイヌ協会副理事長、川上哲北海道アイヌ協会副理事長、能登千織北海道白老町学芸員、丸子美紀子関東ウタリ会会長の計一四名であった。この第一回会議では、冒頭に時の鳩山内閣総理大臣の挨拶があり、次いで「アイヌ政策推進会議」の運営について各委員の意見交換（内容は自己紹介を兼ねた意見交換）を行った上で、右に記した「アイヌ政策のありかたに関する有識者懇談会」の報告書を受け、総合的かつ効果的なアイヌ政策を検討するため、当面「民族共生の象徴となる空間」作業部会（部会長・佐々木利和国

立民族学博物館教授）と「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会（部会長・常本照樹北海道大学法学部長）の二作業部会を設置することを決定した。²⁷⁾

この内、前者の構成員は、部会長・佐々木利和国立民族学博物館教授（後北海道大学アイヌ先住民研究センター教授）、常本照樹北海道大学アイヌ先住民研究センター長、篠田謙一国立科学博物館人類研究部人類学グループ長、加藤忠北海道アイヌ協会理事長、川上哲北海道アイヌ協会副理事長、菊地修二北海道アイヌ協会副理事長、佐藤幸雄北海道アイヌ協会事務局長の計七名である。その後、翌二〇一一年六月、「民族共生の象徴となる空間」作業部会と「北海道外アイヌ生活実態調査」作業部会が各報告書を「アイヌ政策推進会議」に提出したが、この内前者の内容は、現「アイヌ施策推進法」にある「民族共生象徴空間構成施設」の原形を提示したものであったが、ここで問題にしたいのは、「3、具体的機能等、(1)展示等機能」中の「②調査研究」で「アイヌの歴史を解明するための人類学等の調査研究については、後述するアイヌの人骨の集約等の状況にに応じて行うことを可能とする」とあり、「(4)アイヌの精神文化を尊重する機能」なるタイトルの文中で「アイヌの精神文化の尊重という観点から、各大学等に保管されているアイヌの人骨について、遺族等への返還が可能なものについては、各大学等において返還するとともに、遺族等への返還の目的が立たないものについては、国が主導して、アイヌの人々の心の心よりどころとなる象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮する。（中略）集約

した人骨については、アイヌの人々の理解を得つつ、アイヌの歴史を解明するための研究に寄与することを可能とする⁽²⁸⁾（傍線引用者）と記していることである。

周知のように、「先住民族の権利宣言」第二二条には、「1、先住民族は、その精神的及び宗教的な伝統、習慣及び儀式を明示し、実践し、発展させ、及び教育する権利、その宗教的及び文化的な場所を維持し、及び保護し、並びに干渉を受けることなくこのような場所に立ち入る権利、その儀式用の物を使用し、及び管理する権利並びにその遺体及び遺骨の返還についての権利を有する。2、国は、関係する先住民族と連携して設けた公正な、透明性のある、かつ、効果的な仕組みを通じて、自国が保有する儀式用の物並びに遺体及び遺骨へのアクセス又はこれらの返還を可能にするように務める⁽²⁹⁾」とあるが、右のような決定は、この「先住民族の権利宣言」に違反するばかりでなく、現在各大学で保管しているアイヌの遺骨の多くは、嘗て解剖学や形質人類学・自然人類学を専門とする研究者達によって、アイヌの墓地から盗掘されたものであり、⁽³⁰⁾そのアイヌの遺骨を再び研究材料として使用するという研究者の倫理観を疑わざるを得ない。この報告書の内容が右のような表現の文章になったのは、この作業部会の構成員に自然人類学を専門とする研究者が含まれていることがその大きな要因になっているものと推測される。

また、「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の報告書の内、各地方別人数（その全体に占める割合）及び都府県別人数を見ると次の通りである。

東北地方九人（全体の四・三％）・青森県二人・岩手県一人、宮城県三人、山形県三人、関東地方二三七人（全体の六五・二％）・栃木県四人、茨城県七人、埼玉県一九人、千葉県二四人、東京都五八人、神奈川県二五人、中部・北陸・東海地方三八人（全体の一八・一％）・新潟県一人、石川県一人、山梨県一人、長野県四人、静岡県一九人、愛知県二二人、近畿地方一四人（全体の六・七％）・京都府二人、大阪府一〇人、兵庫県二人、中国・四国地方七人（全体の三・三％）・岡山県二人、広島県四人、香川県一人、愛媛県一人、九州・沖縄地方五人（全体の五％）・長崎県二人、沖縄県三人、合計二二〇人。

右の報告書の内容で疑問に思うのは、調査対象地域を青森県から沖縄県に至る「北海道外」の地域に拡大したことは評価されるが、一九八九年の『東京在住ウタリ実態調査報告書』によれば、在京アイヌのみで五一四人（推定二、七〇〇人）を数えているにも拘わらず、東京都在住のアイヌは、僅かに五八名に過ぎず、全国でも二一〇人に過ぎないことである。一九八九年の「在京アイヌ」五一四人（推定二、七〇〇人）という数字を踏まえれば、この数字が実体を反映したものととは到底考えられない。したがって、この調査は、極めて杜撰な調査だったと言わざるをえないのである。

ともあれ、こうした経緯を経て、二〇一四年六月一三日、「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」閣議決定された。その主要な部分を示すと、次の通りである（二〇一七年六月二七日、一部変更の文

言)。

「1、象徴空間は、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進の拠点並びに将来に向けてアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための拠点となるよう、北海道白老郡白老町に整備するものとする。(傍線引用者)。

2、象徴空間は、次ぎに掲げる役割を担うものとする。

(1) アイヌ文化の復興

アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う。

(2) アイヌの人々の遺骨及びその副葬品の慰霊及び管理

先住民族にその遺骨を返還することが世界的な潮流となつていくこと並びにアイヌの人々の遺骨及び付随する副葬品(以下「遺骨等」という。)が過去に発掘及び収集され現在全国各地の大学において保管されていることに鑑み、関係者の理解及び協力の下で、アイヌの人々への遺骨等の返還を進め、直ちに返還できない遺骨等については象徴空間に集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまで

の間の適切な管理を行う役割を担うこととし、管理する遺骨等を用いた調査・研究を行わないものとする。

また、全国各地の博物館等において保管されている遺骨等の取扱いについて、検討を進める。

3、象徴空間は、次に掲げる区域及び施設で構成する。

(1) アイヌ文化の復興の中核となる国立アイヌ民族博物館及び国立民族共生公園(国が設置する公共空間をいう。)を設置する区域(以下「中核区域」という。)(中核区域は、北海道白老郡白老町若草町(ポロト湖畔周辺地域)に設定する。)

(2) 中核地区と連携してアイヌ文化の復興のための利活用を図るために別に定める関連区域

(3) 遺骨等の慰霊及び管理のための施設(遺骨等の慰霊及び管理のための施設は、北海道白老郡白老町字白老に整備する。)

(中略)

5、象徴空間は、アイヌ文化の復興等を図るとともに、国際観光や国際親善に寄与するため、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に先立ち平成32年4月に一般公開し、年間来場者数一〇〇万人を目指すものとする。

また、象徴空間における遺骨等の集約については、象徴空間の一般公開に先立ち、関係者の理解及び協力の下、できる限り早期に行うものとする。^①

この閣議決定の内容は、まさに「閣議決定」であるだけに、時の内閣（安倍内閣）が考えている「民族共生の象徴空間」整備の真の目的を端的に示すものであった。すなわち、「象徴空間」を「アイヌ文化の復興に関するナショナルセンター」として位置づけると共に、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて公開し、しかも年間来場者一〇〇万人を目指す大観光施設と位置づけられた施設であったのである。

それから二年後の二〇一六年七月開催された「アイヌ総合政策推進会議」において、右の二〇一四年閣議決定、二〇一七年における文言の一部変更にみられるような修正を行うと同時に、「象徴空間」が「体験交流機能」を担うようにするため、「①中核区域」・「②慰霊施設」・「③関連施設」・「④広域関連区域」の四つの区域で構成し、①の「中核区域」に「国立アイヌ民族博物館」と「フィールドミュージアム」としての「国立民族共生公園」を設置する。②の「慰霊施設」は、「墓所」となる建物、「慰霊行事（イチャルバ〈死者・先祖供養の儀式の意・榎森〉）を行うための施設、「モニュメント」、「前庭（広場）」、「駐車スペース」、「その他諸設備」の施設で構成することとし、アイヌ遺骨等の集約・返還及び調査・研究については、二〇一六年三月、北海道アイヌ協会、日本人類学会・日本考古学協会の三者協議による「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル」における「中間まとめ」の趣旨を踏まえ検討を加え、「個人が特定されない遺骨等については、関係者の理解を得ながら、慰霊施設への集約に向けた諸課題の検討

を進めるとともに、地域返還の在り方についての検討を引き続き進める」としている。また、③の「関連区域」は、「ポロト森林地区」・「ポロト周辺河川地区」・「ポント沼地区（民有地）」・「仙台藩陣屋地区」・「森野地区」・「ヨコスト湿原・海岸地区」・「白老港地区」というポロト湖を取り巻く広大な周辺諸地域を含む地域で、④の「広域関連区域」は、「白老町以外の地域で、中核地区と連携して、文化伝承活動等を実施する地域」のことである。⁽³²⁾

ところで、右の改訂「基本構想」の文中にある北海道アイヌ協会・日本人類学会・日本考古学協会の三者協議による「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル」とは如何なる内容なのか。これは、現在、全国の大学・博物館で保管しているアイヌ遺骨等の関係者・関係地域への返還のあり方の現状と「民族共生象徴空間」内の「慰霊施設」との関係のあり方の問題を検討する上で極めて重要な内容なので、次にこの問題について見ておきたいが、その前に、その前提となる全国の大学・博物館で保管しているアイヌの遺骨の現状とその返還手続きの問題に目を向けておきたい。

(八) 全国の大学・博物館等で保管しているアイヌの遺骨と

その返還手続きの問題

先ず文部科学省が行った現在全国の大学におけるアイヌの遺骨の保管状況の調査結果（個体ごとに特定できた遺骨と個体ごとに特定できなかった遺骨別）は次の通りである。⁽³³⁾

なお、便宜上、調査の結果、「個体ごとに特定できた遺骨」を「前者」、「個体ごとに特定できなかった遺骨」を「後者」と記す。

北海道大学（前者一、〇一五体、後者三六七箱）、東北大学（前者二〇体、後者一箱）、東京大学（前者二〇一体、後者六箱）、新潟大学（前者一六体、後者二箱）、京都大学（前者八七体）、大阪大学（前者三二体、後者一箱）、札幌医科大学（前者二九四体）、大阪市立大学（前者一体）、南山大学（前者一体）、天理大学（後者五箱）、岡山理科大学（前者一体）、東京医科歯科大学（前者八体）の計一二大学（前者一、六七八体、後者三八二箱）である。³⁴ これらの内、戦前に「発掘・発見」された遺骨が前者八九八体で全体の約五四％を占め、戦後に「発掘・発見」された遺骨も六〇一体で全体の約三六％を占めている。また、これを「発掘」・「発見」された地域別に見ると、「北海道」が一、四七二体で全体の約八八％、「樺太（サハリン）」が一三八体で約八％、「千島列島」が四八体で、約三％を占めている。またこれを大学別に見ると、北海道大学が一、〇一五体で全体の約六一％、札幌医科大学が二九四体で約一八％を占め、この二大学のみで、全体の七八％を占めている。「発掘」・「発見」地域が「北海道」と「樺太（サハリン）」及び「千島列島」であることとを踏まえると当然の結果とも云えるが、「北海道大学」が全体の約六一％をも占めているのは、後述のように、同大学の地理的条件のみでは無く、同大学には戦前の北海道帝国大学の時代から、「医学部」に解剖学・形質人類学を専門にする研究者が在籍していたことと深く関わっている。

また、全国の博物館等が保管しているアイヌの遺骨を各博物館等毎に見ると、北海道博物館（前者七体）、市立函館博物館（後者二五箱）、網走市立郷土博物館（前者二体）、苫小牧市美術博物館（前者二体）、室蘭市民俗資料館（前者七体）、釧路市埋蔵文化財調査センター（前者七体、後者一箱）、ところ埋蔵文化財センター（前者一体）、いしかり砂丘の風資料館（後者一箱）、豊浦町中央公民館（前者一体）、上ノ国館調査整備センター（前者五体）、伊達市噴火湾文化研究所（前者四三体）、東京国立博物館（前者一体）の計一二施設（前者七六体、後者二七箱）で、これらのアイヌ遺骨を博物館等が保管するに至った時期は、昭和二九年（一九五四）から平成二六年（一九九〇）に保管に至った遺骨が七四体で全体の約九七％を占めており、この点で全国の一二大学が保管しているアイヌの遺骨の性格とは大きく異なっている。また、アイヌ遺骨の保管状況で特徴的なことは、計七四体の内、伊達市噴火湾文化研究所が四三体（全体の約五八％）を保管していることと、これらの遺骨は、総て同研究所の所在地域で出土した遺骨であるということである。

ところで、これらの各大学・博物館等で現在保管しているアイヌの遺骨の返還について、政府はどのように考えているのであろうか。これについては、二〇一一年六月の「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書には、「各大学等に保管されているアイヌの人骨について、遺族等への返還が可能なものについては、各大学等において返還するとともに、遺族等への返還の目的が立たないものについては、国が主導して、アイヌの人々の心のよりどころとなる象

徴空間に集約」するとしていたが、各大学等でのアイヌ遺骨の保管状況が判明した後の二〇一四年六月二日開催の「アイヌ政策推進会議（第6回）」で提示された「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」の「2、本ガイドラインにおける遺骨返還の考え方」では、「特定遺骨等を返還する意向がある大学（以下「関係大学」という。）は、民法及び裁判例等を考慮し、返還を希望する祭祀承継者に返還するものとする」（傍線引用者）として、いることが注目される。というのも、一般に「関係大学」と言えば、事案の流れから誰でも、「アイヌの遺骨を保管している大学」と解すると考えるが、それが「特定遺骨を返還する意向がある大学」と規定しているのである。つまり、先に見た二二の大学で保管しているアイヌの遺骨の可否を決定するのは、先ず大学側であり、遺骨を奪われたアイヌ側ではないということである。これは、まさに本末転倒の考え方である。

しかも、「3、返還に向けた手続き」の「(1)返還に向けた事前準備」には、「関係大学は、特定遺骨等を祭祀承継者に確実に返還するため、祭祀承継者等の同意に基づくDNA鑑定等による確認の実施について事前に検討し、必要に応じて規程を整備するものとする」と記しているのである。⁽³⁶⁾「祭祀承継者」とは、民法の「第三章、相続の効力」中の「祭祀に関する権利の承継」を謳った「第八九七条①、系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、習慣に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者

が承継する」（傍線引用者）及び「最高裁判平成元年七月一八日判決・家裁月報第四一巻一〇号、128頁」の「遺骨は、習慣に従って祭祀（さいし）を主宰すべき者に帰属する」との判例⁽³⁷⁾にあるように、「墳墓」及び「遺骨」の所有権を有し、「墳墓」・「遺骨」の祭祀を主宰する者のことである。従って、各大学が保管している「アイヌの遺骨」の所有権は、その「遺骨」の祭祀承継者にあるのであって、「遺骨」を保管している各大学には無いのである。それなのに、「遺骨」の返還の際、祭祀承継者へのDNA鑑定云々という文言は、これ又、本末転倒した認識と言わなければならない。なお、「祭祀承継者」なる言葉は、右の「民法」の規程でも明かな如く、元々は和人社会における「イエ」の「戸長」を中核にした家族制度を引きずった言葉であって、墓石に「何々家先祖代々の墓」と陰刻するのも、その現れである。ところが伝統的なアイヌの墓は、各コタン毎に造られ、コタンで管理されていたのであり、従って、伝統的なアイヌ社会では、「何々家の墓」というものは存在しなかった。こうした側面にも目を向けるならば、各大学が保管しているアイヌの「遺骨」は、その「祭祀承継者」ではなく、「遺骨」を「発掘・発見」した「地域」に返還するのが本来の姿であろう。

ところが、その後、各大学が保管する「アイヌ遺骨」の返還のあり方が「出土地域」への返還へと大きく変化していったのである。すなわち、二〇一八年一二月の「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」⁽³⁸⁾は、「(1)大学が保管しているアイヌ遺骨等」の「①出土地域のアイヌ関係団体への返還」

で「大学が保管しているアイヌ遺骨等のうち、出土地域が明らかなものについては、関係者の理解及び協力の下、その出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域のアイヌ関係団体」という。）からの求めに応じて、出土地域への返還（以下「地域返還」という。）に可能な限り努める必要がある。なお文化財として認められているアイヌ遺骨等の取扱については、引き続き検討を進める必要がある。（中略）・関係者の理解及び協力の下、地域返還に係る情報及び手続きの公表（以下「情報公開」という。）の後、出土地域のアイヌ関係団体からの求めに応じて、アイヌ遺骨を出土地域に返還する。・出土地域のアイヌ関係団体は、出土地域に居住する複数のアイヌの人々によって構成される団体とし、既存団体に限らず、法人格の有無は問わないことを基本とする。なお、かつて出土地域に居住していた等、出土地域に縁のあるアイヌの人々の参画も可とする。・複数の出土地域のアイヌ関係団体から、地域返還の求めがあった場合や、地域返還を希望しない旨の求めがあった場合は、関係者による話し合いによって解決することを原則とする。・地域返還を受けた出土地域のアイヌ関係団体は、出土地域等において、確実な慰霊等を行う。・情報公開から6か月間地域返還を求めない等、アイヌの人々に直ちに返還できないアイヌ遺骨等については、慰霊施設に集約することとする。なお、慰霊施設集約後も返還の求めは可能とする」と記している。

このように、各大学が保管しているアイヌの遺骨の返還先が「遺骨」の「祭祀承継者」から「遺骨」の「出土地域」へと大きく変わった

たのは何故か。その最も大きな要因は、「北海道大学」で保管している「アイヌ遺骨」の返還を求めて同「遺骨」の「祭祀承継者」を初め同「遺骨」の「出土地域」のアイヌの人々がその「遺骨」返還を求めて北海道大学を相手に札幌地方裁判所に提訴し、その結果、北海道大学が保管している関係「遺骨」を原告側に返還するという和解が成立し、関係「祭祀承継者」と「出土地域」に相次いで返還されるに至ったことである。即ち、先祖の墓地在「発掘」され、遺骨を持ち去られたままになっていた北海道浦河町杵臼コタン出身の城野口ユリ氏、小川隆吉氏ら計三人の遺族が二〇一二年九月十四日、北海道大学に遺骨の返還と一人当たり三〇〇万円の慰謝料支払いを求めて札幌地裁に提訴し、その結果二〇一六年三月二十五日、和解が成立し、同年七月十五日、北海道大学医学部の「アイヌ納骨堂」から一二箱分の遺骨が約八五年ぶりに故郷・浦河町杵臼コタンに返還されたのを初めとして、二〇一四年一月、北海道紋別市の畠山敏氏が「モンベツ・コタン」由来の遺骨四体の返還を求めて北海道大学を提訴し、二〇一六年一月二十五日、和解が成立し、二〇一七年九月十六日、同じく北海道大学医学部の「アイヌ納骨堂」から四体の遺骨が約七六年ぶりに紋別市に返還された。さらに二〇一四年五月二十七日、北海道十勝総合振興局管内の東部にある浦幌町の浦幌アイヌ協会（差間正樹会長、一七人）が同地域から持ち去られた「遺骨」六四体の返還を求めて北海道大学を提訴し、二〇一七年三月二十二日、北海道大学との間で和解が成立し、同年八月十九日、北海道大学医学部の「アイヌ納骨堂」から八二箱分の遺骨が約八三年ぶり

に故郷・浦幌町に返還された。なお日高の浦河町杵臼に返還された一二箱分の「遺骨」は、同地域のアイヌの人々のみならず、同訴訟を支援している多くの人々によって、「遺骨」に対する丁重な「カムイノミ」が行われた上で、杵臼コタンのアイヌの墓地に「アイヌの伝統方式で「再埋葬」されたのを初め、十勝の浦幌町に返還された八二箱分の「遺骨」も、浦幌アイヌ協会の会員のみならず、同訴訟を支援している多くの人々によって、丁重な「カムイノミ」が行われた上で、同町の共同墓地内に浦河町杵臼コタンの場合と同じくアイヌの伝統的な方式で「再埋葬」が行われたこと等がそれである。

なお、先の「出土地域への返還手続きに関するガイドライン」には、「複数の出土地域のアイヌ関係団体から、地域返還の求めがあった場合や、地域返還を希望しない旨の求めがあった場合は、関係者による話し合いによって解決することを原則とする」とあるが、こうした内容の記述があるのは、単なる「想定」の文言ではなく、右に例示した北海道大学からの「遺骨」の「出土地域」への返還は、総て「訴訟」を介して実現したものであるが、この訴訟によるアイヌ遺骨の「出土地域」への返還に反対しているのが北海道アイヌ協会である。同協会は、「遺骨」の「出土地域」への返還には反対で、「民族共生象徴空間」内の「慰霊施設」に集約することを主張しているのに加え、その傘下にある各地域の同支部にその旨を伝達していることによるものと推察される。なお、筆者は、北方史を研究する者の一人として、悲しい現実であるが、現在の北海道アイヌ協会は、「アイヌ新法」の制定運動を活発に行っていた時期の「北海道ウタリ協

会」の性格とは異なり、全道のアイヌの人々の声を代表する真つかな組織（同協会事務局に勤務している事務職員を除く）ではなくなっているものと判断している。例えば、残念なことに、現在の同協会のホームページでは、前述した歴史的に重要な意味を有している一九八四年五月、当時の北海道ウタリ協会の総会で決定した「アイヌ民族に関する法律（案）」については年表でこの事項を記しているのみで、同「法律（案）」の内容が削除されている。

次に北海道アイヌ協会・日本人類学会・日本考古学協会の三者協議による「ラウンドテーブル」の問題について触れておきたい。

(九) 北海道アイヌ協会・日本人類学会・日本考古学協会の三者協議による「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル」

この三者協議は二〇一五年一月から二〇一七年四月まで計一〇回開催され、二〇一七年四月七日付で「報告書」が作成された。⁽⁴⁰⁾同「報告書」の目次を示すと次の通りである。

- 1、本ラウンドテーブルが設置された社会的・学術的背景。
- 2、これまでのアイヌの遺骨と副葬品の収集・研究をめぐる問題。(1)アイヌにとっての遺骨と副葬品の位置付け。(2)学術界としてのこれまでの研究者の態度や見解への評価。
- 3、アイヌの遺骨と副葬品に係る研究の基本的な考え方。(1)研究にあたって留意されるべき基本原則。(2)これからの遺骨と副葬品を用いた研究のあり方。(3)研究の対象となる遺骨と副葬

品。(4)研究の実施にあつての新たな枠組み。

4、今後検討すべき課題。(1)研究倫理検討委員会の具体的構成等の検討。(2)研究成果の公開促進の具体的内容。(3)今後、出土する遺骨と副葬品の取扱いについて。(4)人類学資料を取り扱う専門家の確保について。(5)人類学資料を取り扱う人材の育成について。(6)海外に存在する遺骨について。(7)アイヌ文化に関する研究の振興との関係。

この内、「2」の「(2)学術界としてのこれまでの研究者の態度や見解への評価」で、「従来の研究者の取り組みは、開拓史観や適者生存・優勝劣敗的な古い社会進化論的発想が含まれ、植民地主義や同化政策の爲の負の歴史につながるものが見られた。他者の文化を議論しているという意識が欠落し、アイヌの声を聞いてこなかった側面が多くあった。またアイヌへの研究成果の還元も十分なされなかったと言ひ難く、一部の研究は、アイヌへの社会的偏見を助長した。考古学では、アイヌの歴史を日本列島の一地方の問題として捉え、全国的な課題として、また、隣接地域との関係から位置づける視点が欠け、人類学においては先住民族としてのアイヌの歴史、例えば縄文時代、オホーツク文化人との関係などの研究が進んだが、両学会とも日本国における先住民族問題、民族差別問題との関わりを意識する視点が欠けていた。とりわけ深刻な問題は、過去の研究目的の遺骨の収集である。遺骨と副葬品の収集に際して、経緯について不明確なものや、アイヌへの趣旨の十分な事前説明と発掘行為への同意取得がなされず、今日の研究倫理の観点からのみならず発

掘当時でも盗掘との判断を免れ得ないような記録が残されている。

また、戦前のアイヌの遺骨収集を目的とした墓の発掘調査では、詳細な記録保存がなされておらず、時代性や文化的特性についての情報が欠落している。そのため現在の研究水準から見ても、学術資料としての価値が大きく損なわれた。学術界や研究者は、収集経緯について可能な限り明かにすべきであり、アイヌを含む社会に対して説明する義務がある。さらに発掘後の遺骨と副葬品の保管状況については、人の死と関わる深淵かつ繊細な問題である点が十分に配慮されず、必ずしも誠意ある対応がなされてこなかった。このことについて、研究者は深く反省し、今日社会的に批判される状況にあることをしっかりと受けとめるべきである」(傍線引用者)と記している。

また、「(4)研究の実施にあつての新たな枠組み」では「当該遺骨と副葬品が研究対象としてふさわしいかどうか、また研究の立案や実施が適切であるかについて、アイヌ関係者と学協会関係者で構成される中立的な〈研究倫理検討委員会(仮称)〉以下。〈委員会〉という。において、審査を受け、承認を得るものとする。〈委員会〉において審査を受けた研究の成果に係る学術論文には、必ず〈委員会〉での審査を受け承諾を得た旨を記載するものとする」としている。

日本人類学会・日本考古学協会と北海道アイヌ協会の三者が共同して右のような内容の「ラウンドテーブル」を作成したことは評価されるが、問題はその後関係研究者、とりわけ人類学研究者が右の

「委員会」の審査を受けて研究をしているのかどうかである。

次の事例は、この点に関し、大きな疑問を抱かざるを得ない。すなわち、二〇一八年一〇月一日付、国立科学博物館館長および山梨大学学長宛の「北大開示文書研究会」・「コタンの会」代表等の「再質問状」には次のように記されているのである。

「今年5月、貴職に差し上げた私どもからの質問状に対する、貴職からの回答を受け取りました。私どもでいただいた回答を検討いたしました。納得できない多くの疑問点があります、ここに再度質問させていただきますので、よろしくご回答ください。(1)篠田氏並びに安達氏らによる論文 N. Adachi, et al., "Ethnic derivation of the Ainu inferred from ancient mitochondrial DNAdata", *American Journal of Physical Anthropology* (196号) において、篠田、安達両研究者はアイヌのミトコンドリア遺伝子データを用いて研究を行ったと論述されており、私共は5月に差し上げた質問状で〈DNAを検出するにあたり、コタンの構成員たるアイヌの理解を取る必要があったと考えられますが、両氏は理解を得ることなくDNA検出を行いました、貴研究機関の研究倫理規定に悖る研究と言わざるを得ないと思われます〉と指摘しました。これに対して、貴職は〈同遺骨はDNA試料を採取するにあたって、北海道ウタリ協会及び北海道教育委員会の関与のもとに実施〉したと回答されました。私どもはすでに質問状の中で〈両氏は研究に先立ち北海道アイヌ協会の了解を得たというのであるなら、北海道アイヌ協会は任意の道内のアイヌの集まりであって、遺骨が発掘されたコタンの

構成員とは無関係〉であると指摘しています。まして、北海道教育委員会に許諾の権限があるはずはありません。質問の文脈を無視した回答は不誠実と言わねばなりません。(中略) DNAに関する情報は極めて重要な個人情報であり、特別慎重に扱われるべき情報です。採取されたDNA情報は、現在どう管理され、秘密の保持がなされているのでしょうか。その取扱についても、当該コタンの末裔たるアイヌに説明すべきでしょう。重ねて現地に向き、当該遺骨の末裔たるアイヌに誠意ある丁寧な説明をされるよう、強く要求します⁽⁴⁾。なお問題になったアイヌの遺骨は、札幌医科大学が保管している二五体の遺骨である。また篠田氏は、先の三者協定を結んだ日本人類学会側の代表委員の一人であることを付記しておきたい。

このような事例を踏まえると、特に人類学研究者に依然として倫理観に乏しい研究者が存在しているように思われる。それだけに、現在一二の大学で保管しているアイヌの遺骨が順調に当該遺骨の「出土地域」に返還されるのかは、甚だ疑問であり、最終的にはその大部分が「民族共生象徴空間」施設内の「慰霊施設」に集約され、考古学の分野では、それを再活用することは、学問の性格上無いと思われる。従って一番不安なのが人類学者達によって再度研究材料にされることである。

(4) 「アイヌ施策推進法」の両院における採択の際の「附帯決議」をめぐって

「アイヌ施策推進法」が衆議院・参議院で採択された際、両院で

それぞれ「附帯決議」がされているので、その内容を検討するとともに、何故そのような内容の附帯決議がされたのかを考えてみたい。衆議院では二〇一九年四月一〇日、次の内容の「附帯決議」が決議された。

- 一、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨を踏まえ、並びに過去の国会決議及び本法に基づき、アイヌ施策を推進するに当たって、我が国が近代化する過程において多くのアイヌの人々が苦難を受けたという歴史的事実を厳粛に受け止め、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めること。
- 二、アイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策の推進に当たっては、アイヌの人々の実態等の把握に努めるとともに、国、地方公共団体等の連携の強化を図ること。
- 三、アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること。
- 四、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実は今後も一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。
- 五、本法に基づく措置、とりわけ交付金制度については、本法の目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ること。
- 六、本法において特別措置が設けられる認定アイヌ施策推進地域計画に係る地域団体商標の取得を契機に、アイヌ文化のブランド化の確立など産業振興を図るために、交付金制度の活用や国等からのノウハウの提供等により、アイヌの人々の自立を最大限支援すること。
- 七、内水面におけるさけの採捕や国有林野における林産物の採取といった本法の特例措置に関し、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関と緊密な連携の下、アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努めること。
- 八、民族共生象徴空間への来場により国内外におけるアイヌの伝統等に関する理解の促進が一層図られるよう、広報活動やアクセスの改善等を図ること。また、民族共生象徴空間に関し、適切な運営が図られるよう指定法人に対する指導監督に努めること。

また、参議院での「附帯決議」は同年四月一八日に決議されているが、衆議院での「附帯決議」は右のように八項目であるのに対し、参議院でのそれは十項目である。しかし、両者の内容や文言を比較すると、ほぼ同一のものがあるので、内容や文言が異なる項目のみを示すと次の通りである。なお項目の番号は、そのままとする。

二、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨を踏まえるとともに、我が国のアイヌ政策に係る国連人権条約監視機関による勧告や、諸外国における先住民族政策の状況にも留意し、アイヌの人々に関する施策のさらなる検討に努めること。

四、アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実に向けた取組を推進すること。あわせて、本法第四条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。

十、本法の施行後、本法の施行状況について適時適切に検討を行い、その結果に基づき得られた課題に関し、必要な措置を講ずること。なお、その際にはアイヌの人々の意見を十分踏まえること。(傍線引用者)。

以上のように、両者を比較すると衆議院での決議と参議院での決議には、僅か八日間の隔たりしか無いのに、その内容には大きな相違が見られるのである。この相違は何故生じたのであろうか。こうした問題の裏には何があるのだろうか。まず、両院とともに「附帯決議」が採択されたことについて検討すると、政府が「アイヌ施策推進法」なるものを国会に上程する意思を正式に明らかにしたのは、二〇一八年一月十九日開催された「アイヌ政策推進会議(第11回)」⁽⁴²⁾の場で、菅官房長官が会議の冒頭にその旨を突然公表した時である。そのため、アイヌの政策に関する新たな法律が制定され

るといふ情報が一気に北海道内のアイヌの人々を初め、同問題に関心のある研究者の間に広まった。マスコミでも報道するようになった。その時大きな問題になったのが、制定予定の「アイヌ新法」には「先住民族の権利宣言」で謳うアイヌ民族の「先住権」については一切触れていないということだった。そのため、同年末からアイヌの人々を初め同問題に関心のある研究者から政府に対する抗議の声があがり、同問題に関する研究会や講演会が相次いで開催された。

その代表的なものを挙げると、二〇一九年三月九日、札幌市の教育文化会館で開催された「北大開示文書研究会」主催の講演会で、講師は、オーストラリア国立大学名誉教授テッサ・モリススズキ氏、演題は「世界の先住権の常識で再考するアイヌ政策」で、約二〇〇名の参加者があった。テッサ氏の講演終了後、参加者一同の「声明」を採択した。同「声明」の主な内容は、「○先住権を欠いた法律案は、アイヌ新法とは呼べない。○法律案は政府主導の観光政策であり、アイヌの自立と尊厳を促さない。○アイヌの遺骨を(慰霊施設)ではなく元のコタンに返還すべきだ」というもので、同「声明」は、北海道アイヌ協会、内閣官房アイヌ総合政策室、北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課、各政党の党首及びマスメディア関係一社宛に郵送された。テッサ氏はオーストラリアを初めとする世界の先住民族研究の第一人者であるだけに、その講演の内容は、「アイヌ施策推進法案」の問題点を鋭く指摘したものであった。

また、後者の問題については、両院で同法案が採択される直前の

三月二十七日、国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧港湾事務所で衆議院国土交通委員会委員とアイヌ民族関係研究者との「意見交換会」が開催され、その際北海道大学アイヌ・先住民研究センター長の常本照樹氏（憲法学）が意見を述べたが、その内容は「必要なのはアイヌ民族及び日本の実情に適合した、日本型先住民民族政策ともいべきアプローチであり、本法案はその方向を向いていると見ることができ⁽⁴⁴⁾」というもので、本法案に賛成するものであった。なお、「アイヌ施策推進法」でアイヌ民族に「先住民族の権利宣言」で謳う「先住権」を認めていないのは、常本氏が官邸内に設置された「アイヌ政策推進会議」の委員、「同会議政策推進作業部会」の部会長等の関係会議の重要なメンバーであることが大きな要因になっているものと推察される。氏が右の意見交換会で同法案に賛同する意見を述べたのは、氏はアイヌ民族を「先住民族の権利宣言」で謳う「先住民族」とは認めず、前記のように「日本型先住民族」という特殊な解釈をしているからである⁽⁴⁵⁾。また、鹿児島純心女子大国際人間学部准教授広瀬健一郎氏（カナダの先住民族教育政策史）は、カナダの先住民族政策を紹介した上で、本法案は、アイヌ民族に「先住民族の権利宣言」で謳う「先住権」を認めていないところに問題があると指摘し、かつ総理大臣が国民を代表してアイヌに「謝罪」すべきこと等を核とする意見を述べた⁽⁴⁶⁾。また、苫小牧駒澤大学国際文学部教授岡田路明氏（アイヌ文化）は、国立アイヌ民族博物館にアイヌ出身の学芸員を配置するよう要望した⁽⁴⁷⁾。

さらに、二〇一九年四月一六日、東京都中央区八重洲の「アイヌ

文化交流センター」で、参議院国土交通委員会の委員と北海道アイヌ協合理事長加藤忠氏、釧路市長蛭名大也氏、アイヌ料理・北海道創作料理店「ハルコロ」経営者宇佐照代氏、鹿児島純心女子大学准教授広瀬健一郎氏（カナダの先住民族教育政策史）および筆者（榎森〈日本近世史・北方史〉）との意見交換会が開催された。広瀬氏は、衆議院の当該委員会委員との意見交換会で述べた意見と同様、本法案がアイヌ民族の「先住権」を認めていないところに大きな問題があることを指摘し、「民族共生のためにまず必要なことは、アイヌ民族への謝罪」であり、本法案が成立した際、内閣総理大臣が国民を代表して「アイヌ民族に対する謝罪の言葉を述べることを強く要請し、かつ本法律の「制定理由」に「過去の同化政策に対する反省と国連宣言を踏まえる旨を加筆」することを要望した⁽⁴⁸⁾。榎森は、広瀬氏と同様、同法案ではアイヌ民族を「北海道」の「先住民族」と謳いながら「先住民族の権利宣言」で謳う先住民族の「先住権」を認めてないことは、同法案の大きな問題であり、世界の各国が自国の先住民族に対して「先住権」を認めている状況にあって、日本は国際的に恥ずかしいこと。政府は、国連の先住民族の権利に関する監視機関による日本政府に対する勧告を遵守すること。また今後同法を改定する際は必ずアイヌ民族の「先住権」を認めると同時に、政府がアイヌ民族に対して行ってきた過去の政策が間違っていたことを認識し、アイヌ民族に対して「謝罪」すること等を要望した⁽⁴⁹⁾。

また、加藤北海道アイヌ協会理事長は、同法案に全面的に賛同する旨を述べ、蛭名釧路市長は同市の観光政策の現状を説明した⁽⁵⁰⁾。また、

宇佐照代氏は、祖母から言われた「アイヌ民族の誇りを持って生きていくこと」を守って生きてきたこと、また、東京都内でアイヌ文化を守る活動が続けてきたこと等を切々と述べた。⁽⁵¹⁾

右に述べたようなことが何らかの形で参議院での「附帯決議」に反映されているとすれば幸いである。なお、同法「附則（検討）第九条」に「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とあるので、同法施行の五年後には、同法の一部を改正することも可能であるから、同法の内容をどのように改善していくかは、これからの我々自身にかかっているので、我々は同法の問題点と改善すべき問題を意識的に整理しておく必要があると思う。

（追記）

本稿脱稿後の二〇一九年一月一日、北海道十勝管内浦幌町の「浦幌アイヌ協会（差間正樹会長）」が東京大学を相手に、同大学が保管しているアイヌの遺骨六体（同大学の教授が嘗て浦幌町内のアイヌの墓地から盗掘したもの）の返還と五〇万円の損害賠償を求めて釧路地方裁判所に提訴した。⁽⁵²⁾ 東大にアイヌの遺骨の返還を求める訴訟は、これが初めてである。また同月五日、北海道大学が急遽記者会見を開き、総長職代理の笠原正典副学長と長谷川晃副学長が同大学が保管しているアイヌの遺骨（同一人物として特定されたものの九四二体、特定できないもの三三二箱）の内、個人や地域から返

還の要請があったものを除いた遺骨を来年四月白老にオープンする「民族象徴空間（ウポポイ）」の慰霊施設に集約するため、同日から移送を開始したことを明らかにした。その際、「保管は不適切だった」と反省を口にしたが、「謝罪」の言葉は出なかった。⁽⁵³⁾ なお、これに関する同日付の「声明文」が北海道大学のホームページに掲載されている。

また、同月一九日、札幌医科大学が記者会見を開き、同大学の三浦哲嗣医学部長が同大学が保管しているアイヌの遺骨の大半を一九日に白老町に建設中の「民族共生象徴空間（ウポポイ）」に移送したことを公表した。その際、遺骨収集過程で、アイヌ民族から同意を得る手続きなどについて「今日の研究倫理から適切とは言えないものもある」とし、「アイヌの方々が受けてこられた苦痛と苦難に對しお詫びする」と謝罪した。⁽⁵⁴⁾ なお、これに関する同日付の「声明文」が同大学のホームページに掲載されている。

（注）

- (1) 参議院H.P.、「ライブラリー」の「第198回国会（常会）」中「議案情報」の「提出法律案」中「閣第二四号、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案」。
- (2) 参議院国土交通委員会調査室「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案（閣法第24号）参考資料」（平成三二年四月）所収「先住民族の権利に関する国際連合宣言」。以下「国連宣言」の内容については、これによる。
- (3) 井上正仁・能見善久編『有斐閣…判例六法：Professional』、平成二六

- 年版』（有斐閣、平成二五年一月）。
- (4) 市川守弘『アイヌの法的地位と国の不正義——遺骨返還問題と〈アメリカインディアン法〉から考える〈アイヌ先住権〉——』（寿郎社、二〇一九年四月）。
- (5) 参議院国土交通委員会調査室編『アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案（閣法第24号）参考資料』（参議院国土交通委員会調査室、平成三二年四月）。
- (6) 『アイヌ民族に関する法律（案）』の全文は、社団法人北海道ウタリ協会編『アイヌ史——北海道アイヌ協会・北海道ウタリ協会活動史編——』（北海道出版企画センター、一九九四年三月）及び『アイヌ民族共有財産裁判の記録』編集委員会編『百年のチャランケ——アイヌ民族共有財産裁判の記録——』（緑風出版、二〇〇九年八月）に収録されている。
- (7) 奥脇直也・小寺彰編『国際条約集・二〇二二年版』（有斐閣、二〇二二年三月）。
- (8) 社団法人北海道ウタリ協会編『国際会議資料集一九八七年〜二〇〇〇年』（社団法人北海道ウタリ協会、二〇〇一年二月）二三頁。
- (9) ウタリ問題懇話会『アイヌ民族に関する新法問題について』（ウタリ問題懇話会、一九八八年三月）。
- (10) 北海道ウタリ協会機関誌『先駆者の集い』第四七号（昭和六三年一月二二日）。
- (11) 『先駆者の集い』第五二号（平成二年一月一日）。
- (12) 歴史学研究会編『戦後歴史学と歴史のあゆみ——創立60周年記念——』（歴史学研究会、一九九三年）。
- (13) 注（8）書及び社団法人北海道ウタリ協会「先住民族に関する国連作業部会に対する声明・第一〇会期一九九二年七月」（同編『アイヌ史——北海道アイヌ協会・北海道ウタリ協会活動史編——』（北海道出版企画センター、一九九四年三月、八八七頁）。
- (14) 内閣官房アイヌ総合政策室HP。二〇一九年九月現在では、同懇談設置直後の委員の移動については削除されているが、本稿は、同委員会設置時の記録に依った。
- (15) 菅野茂・田中宏編『アイヌ民族ドン叛乱・二風谷ダム裁判の記録』（三省堂、一九九九年三月）。
- (16) 注（15）書。なお文中の「チブサンケ」は、「チブサンケ（cip-sanke）」、「Cip-sanke」出ずの意で、「舟おろし祭り」のこと。二風谷では、毎年八月二〇日にチブサンケが二風谷の川で行われる。（菅野茂著『菅野茂のアイヌ語辞典』三省堂、一九九六年七月）。
- (17) 榎森進『アイヌ民族の歴史』（草風館、二〇〇七年三月）。
- (18) 外務省HP、「外交政策」の「人権・人道」中「人種差別的撤廃に関する委員会第58会期人種差別的撤廃に関する委員会の総括所見（仮訳）」。
- (19) 外務省HP、「外交政策」の「人権・人道」中「人種差別的撤廃に関する委員会第58会期人種差別的撤廃に関する委員会の総括所見（仮訳）」。
- (20) ILO駐日事務所HPの「条約一覧」。
- (21) 参議院国土交通委員会調査室『アイヌの人々が尊重される社会を実現するための施策に関する法律案（閣法第24号）参考資料、第198回国会（常会、平成31年4月）』。
- (22)・(23) 注（21）資料。
- (24) 内閣官房アイヌ総合政策室HP。
- (25) 榎森進『アイヌの歴史——日本民衆の歴史「地域編⑧」——』（三省堂、一九八九年）及び注（17）拙著。
- (26) この「有識者懇談会」の「報告書」の内容については、中村睦男著『アイヌ民族法制と憲法』（北海道大学出版会、二〇一八年二月）も触れているが、その記述内容は、「報告書」の主な項目を列記して、各項目毎に淡々と記しているのみである。
- (27) 内閣官房アイヌ総合政策室HP中「アイヌ政策推進会議（第1回）議事概要」。
- (28) 内閣官房アイヌ総合政策室HP中「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書。
- (29) 注（2）書。
- (30) 植木哲也『学問の暴力——アイヌ墓地はなぜあばかれたか——』（春風

- 社、二〇〇八年六月)同『新版・学問の暴力——アイヌ墓地はなぜあ
ばかれたか——』(春風社、二〇一七年二月)、北大開示文書研究会編
著『アイヌの遺骨はコタンの土へ——北大に対する遺骨返還請求と先
住権——』(緑風出版、二〇一六年四月)。
- (31) 内閣官房アイヌ総合政策室HP中「アイヌ文化の復興等を促進するた
めの民族共生の象徴となる空間の整備及び管理運営に関する基本方針
について」(平成26年6月13日、閣議決定 平成29年6月27日、一部変
更)。
- (32) 内閣官房アイヌ総合政策室HP中「民族共生象徴空間」基本構想(改
定版)」(平成28年7月22日、アイヌ総合政策推進会議)。
- (33) 「北海道アイヌ協会」HP中「当協会について」の中の「当協会の考え
方と近年の活動から」。
- (34) 文部科学省HP中「大学が保管するアイヌ遺骨の返還について」の「特
定遺骨の返還に関する報告等」の「大学等におけるアイヌの人々の遺
骨の保管状況の再調査結果(平成29年4月)」。
- (35) 文部科学省HP中「大学が保管するアイヌ遺骨の返還について」の「特
定遺骨の返還に関する報告等」の「博物館等におけるアイヌの人々の
遺骨及びその副葬品の保管状況に関する調査結果」(平成28年11月、文
部科学省)。
- (36) 内閣官房アイヌ総合政策室HP中「アイヌ政策推進会議(第6)」での
配布資料」中「資料6、個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に
関するガイドライン」。
- (37) 注(3)『判例六法』。
- (38) 文部科学省HP中「大学が保管するアイヌ遺骨の返還について」の「大
学が保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイド
ライン(平成30年12月)」。
- (39) 「北大開示文書研究会」HP。
- (40) 北海道アイヌ協会HP中「当協会について」中の「当会の考え方と近
年の活動から」。
- (41) 「北大開示文書研究会」のHP。
- (42) 内閣官房アイヌ総合政策室HP中「アイヌ政策推進会議(第11回)」。
- (43) 「北大開示文書研究会」HP。
- (44) 「衆議院国土交通委員会意見交換会」における常本氏の「意見」(レジュ
メ)。
- (45) 常本氏のこうした理論は、科学研究費助成事業(基盤研究(A)、研
究成果報告書(研究代表者・北海道大学法学研究科教授常本照樹、研
究分担者七名。交付金二、八二〇万円)『日本型先住民族政策』の憲
法政策的・学際的研究」(二〇一六年五月)で詳述されている。
- (46) 衆議院国土交通委員会意見交換会における広瀬氏の「参考資料(レジュ
メ)」。
- (47) 衆議院国土交通委員会意見交換会における岡田氏の「メモ(レジュメ)」。
- (48) 衆議院国土交通委員会意見交換会における広瀬氏の「参考資料(レ
ジュメ)」。
- (49) 衆議院国土交通委員会意見交換会における榎森の「参考資料」(レ
ジュメ)。
- (50) 参議院国土交通委員会視察意見交換会における蛭名氏の「参考資料」。
- (51) 参議院国土交通委員会視察意見交換会における宇佐氏の「参考資料」。
- (52) 二〇一九年一月二日付「朝日新聞(道内版)」・「毎日新聞(道内版)」・
「北海道新聞」・「東京新聞」。
- (53) 二〇一九年一月六日付「朝日新聞(道内版)」・「毎日新聞(道内版)」・
「北海道新聞」・「東京新聞」。
- (54) 二〇一九年一月二〇日付「北海道新聞」。